

# 平成31年度裾野市農業委員会4月総会 議事録

1. 開催日時 平成31年4月10日(水) 午後1時30分から午後2時30分
2. 開催場所 裾野市役所401会議室
3. 出席委員

農業委員				農地利用最適化推進員			
議席	氏名	議席	氏名	地区	氏名	地区	氏名
		7	西島美津代	東	芹澤 渉一	富岡	面島 徹夫
2	杉山 邦利	8	飯塚 芳正	東	高草 富一	富岡	永田 榮泰
3	服部 敏淳	9	神戸 俊之	西	関野 孝平	富岡	眞田 正昭
4	鈴木 昭子	10	杉山 克己	深良	大庭 学	須山	杉山 勝良
5	手綱 史芳	11(副会長)	勝又 俊博	深良	志村 重利	須山	渡邊 秀行
6	勝又実佐男	12(会長)	岡田 廣正				

## 4. 欠席委員

1	荻田 能文				
---	-------	--	--	--	--

## 5. 事務局出席者

事務局長 杉本一之 書記 中村健児 書記 市川智子 書記 持田睦乃

## 6. 議事日程

第1 開会

第2 議事録署名委員の指名

9	神戸 俊之	10	杉山 克己
---	-------	----	-------

第3 議事

- (1) 報第 1号 農地法第5条の規定による農地転用届出の取消しについて
- (2) 報第 2号 農地法第5条の規定による農地転用届出に対する受理について
- (3) 議第 1号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について
- (4) 議第 2号 農地法第4条の規定による許可申請の裁定について
- (5) 議第 3号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について
- (6) 議第 4号 非農地証明願の裁定について
- (7) 議第 5号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画(案)の決定について
- (8) 議第 6号 相続税の納税猶予に関する適格者証明の裁定について

## 7. 会議の概要

議長

只今から平成31年度裾野市農業委員会4月総会を開会します。  
 本日の委員は12名中11名出席ですので、総会は成立しています。  
 議事日程第2の議事録署名人の指名ですが、私から指名させていただくことに異議ございませんか。

(異議なし)

それでは、9番 神戸俊之委員、10番 杉山克己委員にお願いします。  
 会議書記の指名を行います。本日の会議書記には農業委員会事務局職員の持田睦乃氏を指名します。  
 それでは、議事に入ります。  
 報第1号 農地法第5条の規定による農地転用届出の取消しについて を議案とします。事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 はい。報第1号 農地法第5条の規定による農地転用届出の取消しについて  
(議案朗読)

議長 ただ今の報第1号について、質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 なし)

議長 質疑等が無いようです。こちらは報告案件ですので、ご了承いただきたいと思います。  
次に、報第2号 農地法第5条の規定による農地転用届出に対する受理について を議案とします。事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 はい。報第2号 農地法第5条の規定による農地転用届出に対する受理について  
(議案朗読)

議長 ただ今の報第2号について、質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 なし)

議長 質疑等が無いようです。こちらは報告案件ですので、ご了承いただきたいと思います。  
次に、議第1号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について を議案とします。事務局から議案書の説明をお願いいたします

事務局 はい。議第1号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について 番号1  
(議案朗読・写真投影により説明)

議長 続きまして、地区担当推進委員 大庭学委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員 申請地は、深良グラウンドの東側に位置します。申請地は市街化調整区域内にある農地です。面積は552㎡で、地目は登記簿・現況共に畑です。

申請地は渡人が平成30年3月に相続により取得しました。申請地は、渡人が相続する以前から受人ほか数名に耕作を依頼していましたが、部分的に耕作が行われておらず、一時は荒れた状態になっていました。

一方、受人は申請地のうち、耕作を頼まれていた範囲で露地野菜を作付けし、適切に管理していました。そこで、今後効率的かつ適切に農地を維持管理していくことを考え、他の方が耕作を頼まれていた部分も含めて1筆すべてを受人が買い受けることとなり、申請に至ったものです。

耕作は受人と長男・長女の妻が3名で行いますが、本人は70年、ほかの二人も10年の農業経験があり、経験や技術についても問題ありません。本人は90歳と大変高齢ですが、現在は健康で農作業に支障はなく、本人が耕作を続けられなくなった場合、長男や長女の妻が後継者として耕作を続けていくこととなっています。農機具も十分に所有しており、申請地取得後も営農に問題はないと思われます。申請地取得後の経営農地は5,645㎡で、下限面積を満たしています。通作に係る時間は自宅から徒歩で5分程度です。

他の農地についても、すべて適切に維持管理されています。また従事日数の基準や、地域との調和についても問題ありません。

耕作計画によると、露地野菜を作付する予定です。周辺農地への悪影響は、特にないかと思われま。ご審議のほどお願いします。

議長 質疑に入らせていただきます。発言のある委員は挙手をお願いします。

(質問、意見等 なし)

議 長 それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第1号 番号1について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 それでは、全会一致で許可することに決定します。  
次に、議第2号 農地法第4条の規定による許可申請の裁定について を議案とします。事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 はい。議第2号 農地法第4条の規定による許可申請の裁定について 番号1 (議案朗読・投影写真により説明)

議 長 続きまして、地区担当推進委員 眞田正昭委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員 申請地は、今里本村集会所の約150m北西側に位置します。申請地の現況は、不耕作地となっています。面積は、2筆合計434㎡です。  
申請地は、元々畑でしたが、近年は庭敷地と一体化し、不耕作地となっていました。この度、自己住宅敷地の拡張のため、庭木を10本植え付け、庭敷地としてきれいに整備する計画を立て、申請に至りました。  
農地区分は第2種農地に区分されます。第2種農地は代替性の検討が必要ですが、自宅敷地に隣接する自己所有地は申請地のみであり、立地基準は問題ありません。今回の申請は、建築物や工作物に該当する施設が存在せず、建築基準法や都市計画法の申請は不要であることを、市の担当部署で確認しています。転用計画が実施される資金力もあり、転用面積も適正であります。他法令との調整も図られており、一般基準を満たしていると考えられます。  
東側は山林に、西側は宅地に、南側は農地に接しています。雨水は、自然浸透で処理します。周辺農地への影響は少ないかと思われれます。ご審議をお願いします。

議 長 質疑に入らせていただきます。発言のある委員は挙手をお願いします。

(質問、意見等 なし)

議 長 それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第2号 番号1について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 それでは、全会一致で許可することに決定します。  
次に、議第2号 農地法第4条の規定による許可申請の裁定について 番号2 を議案とします。事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 はい。議第2号 農地法第4条の規定による許可申請の裁定について 番号2 (議案朗読・投影写真により説明)

議 長 続きまして、地区担当委員 6番 勝又実佐男委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員 申請地は、御宿八幡宮の道路を挟んだ南側に位置します。現況は、不耕作地となっています。

申請人は、平成29年5月に農地法第3条の許可を得て申請地を取得し、露地野菜を作付し耕作を行ってきました。

しかし、自宅から市道2-29号線への出入りが容易でなく、申請箇所の擁壁を取り壊し、間口を広げる計画を立て、申請に至ったものです。既に通路敷地へ転用されていますが、始末書を添付しての申請となっています。

申請地の街区は、宅地率が40%以上であり、宅地化の状況が省令で定める程度に達している区域であることから、申請地は第3種農地に区分されます。第3種農地は一般基準に問題がなければ原則許可となる農地であり、立地基準には問題ないと思います。

転用計画が実施される資金力もあり、転用面積も適正です。道路工事承認の許可が下りており、都市計画法など他法令との調整も特に必要ないことから、一般基準を満たしていると考えられます。

西側は残地の農地に、それ以外は道に接しています。残地農地との境界には新しく擁壁を作るため、周辺農地への悪影響は特にないかと思われます。ご審議をお願いします。

議長 質疑に入らせていただきます。発言のある委員は挙手をお願いします。

(質問、意見等 なし)

議長 それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第2号 番号2について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 それでは、全会一致で許可することに決定します。

次に、議第3号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について を議案とします。事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 はい。議第3号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号1 (議案朗読・投影写真により説明)

議長 続きまして、地区担当推進委員 渡邊秀行委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員 申請地は、裾野市一般廃棄物最終処分場西側に隣接しています。現況は芝畑となっています。

賃借人は、主に太陽光発電事業を行っており、優良な事業地を探していたところ、一団の土地で日当たりの良い申請地が候補地として挙がりました。賃借人は、これまで芝畑として維持管理を行っていましたが、今後の芝畑の維持管理が困難であることから、賃借人の提案に合意し、太陽光発電設備敷地として、パネル2, 200枚を設置する計画で話がまとまり申請に至ったものです。

農地区分は、第2種農地に該当しますが、代替性の検討がされていて、立地基準は問題ないと思います。

建築物や工作物に該当する施設が存在せず、建築基準法や都市計画法の申請は不要です。既に裾野市土地利用対策委員会の承認を得ており、経済産業省による事業計画認定、東京電力との受給契約の手続きも進められています。また、転用計画が実施される資金力もあり、転用面積も適正であることから、一般基準を満たしていると考えられます。

南側は道路、北側・東側は最終処分場、西側は、官地を挟み農地及び工業団地敷地に接しています。雨水対策として、一番低くなる敷地南東側に調整池を設け、隣接する市道側溝へ放流します。調整池部分は砕石敷きとし、それ以外の部分は土となりますが、防草対策として専門業者が月1回程度確認し、定期的に草刈りを実施します。西側の一部は農地に隣接しますが、申請地側が一段低いため雨水等の影響はありません。

以上のことから、周辺農地への影響は少ないと思われます。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 質疑に入らせていただきます。発言のある委員は挙手をお願いします。

(質問、意見等 なし)

議 長 それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第3号 番号1について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 それでは、全会一致で許可することに決定します。  
次に、議第3号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号2 を議案とします。事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 はい。議第3号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号2 (議案朗読・投影写真により説明)

議 長 続きまして、地区担当推進委員 永田榮泰委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員 申請地は、富岡支所の約80m西側で富岡分団詰所南側に位置します。現況は不耕作地となっています。隣接地は、1月に許可を受け分家住宅を建築中ですが、整地する際、申請地にも盛土をしていたことが判明したため、始末書が提出されています。

使用借人は、現在アパートに住んでおりますが、今後の将来設計を考え、自己住宅が建てられる土地を探していたところ、使用貸人である父親の農地に分家住宅を建築することに了承を得られたため、申請するものです。

農地区分は、富岡支所からの距離が300m以内であるため、第3種農地に該当します。第3種農地は代替性の検討が不要となっているので、立地基準に問題ないと思ひます。

転用計画を実施する資金力があり、転用面積も適正です。都市計画法・建築基準法等の他法令との調整も図られており、一般基準を満たしていると考えられます。

北側は富岡分団詰所、西側は2月に許可された分家住宅を建築中、東側は宅地、南側は使用貸人の農地に隣接しています。排水は、合併浄化槽を経由し、北側道路側溝へ放流します。また、敷地内は砂利敷きとして整地し、雨水は自然浸透として処理されます。

以上のことから、周辺農地への影響は少ないと思われます。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 質疑に入らせていただきます。発言のある委員は挙手をお願いします。

(質問、意見等 なし)

議 長 それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第3号 番号2について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 それでは、全会一致で許可することに決定します。  
次に、議第3号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号3 を議案とします。事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 はい。議第3号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号3  
(議案朗読・投影写真により説明)

議長 続きまして、地区担当推進委員 永田榮泰委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員 申請地は、富一小の約140m南東側に位置します。現況は不耕作地となっています。隣接地は、平成29年度に許可を受け駐車場として整備されておりますが、工事の際に申請地にも盛土をしていたことが判明したため、始末書が提出されています。

譲受人は、妻の実家の別棟を借り住んでおりますが、2人の子供と4人暮らしをするため、自己住宅の建築を計画しておりました。譲渡人は、高齢となり営農を継続することが困難であったため、譲受人に土地を売却することに合意し、申請に至りました。

農地区分は、富岡支所からの距離が概ね300mであるため、第3種農地に該当します。第3種農地は代替性の検討が不要となっているので、立地基準に問題ないと思えます。

転用計画を実施する資金力があり、転用面積も適正です。都市計画法・建築基準法等の他法令との調整も図られており、一般基準を満たしていると考えられます。西側・北側は道路、南側は宅地、東側は駐車場に接しています。排水は、浄化槽を経由し、雨水と併せて北側道路側溝へ放流します。隣接する農地も無いことから、周辺農地への影響は少ないと思われます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 質疑に入らせていただきます。発言のある委員は挙手をお願いします。

高草推進委員 写真を見ると、申請地の周囲にすでに擁壁が作られているようですが、この工事は法律上問題ないものなのでしょうか。

事務局 この擁壁は、申請地隣地の工事の際に作ってしまったものであると確認しています。市まちづくり課に確認しましたが、都市計画法においては、擁壁を作るだけであれば事前着工に当たるものではないため、問題がないと判断したことが分かりました。そのため、農業委員会としても擁壁の工事に関しては指導を行っておりません。

高草推進委員 建築基準法においても問題がないのでしょうか。

事務局長 建築基準法においては、擁壁が2m以上になるのであれば確認申請が必要ですが、今回の擁壁は2m未満のため、その必要がないものとなっています。

議長 その他、発言のある委員は挙手をお願いします。

(質問、意見等 なし)

議長 それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第3号 番号3について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 それでは、全会一致で許可することに決定します。

次に、議第4号 非農地証明願の裁定について を議案とします。事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 はい。議第4号 非農地証明願の裁定について 番号1  
(議案朗読・投影写真により説明)

議 長 続きます、地区担当推進委員 眞田正昭委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員 願出地は、今里本村集会所の約150m北西側に位置します。願出地の現況は、山林となっています。面積は195㎡です。

願出人は、昭和54年に贈与により願出地を取得しましたが、すでに昭和30年ごろに植林されておりました。植林されてから60年以上経過しており、今後も山林としての維持管理が認められることから基準を満たしていると考えられます。願出地の北側は願出地と一体の山林であり、南側は宅地への転用許可が下りたため、宅地となる見込みです。周辺農地への影響はないと思いますので、ご審議をお願いします。

議 長 質疑に入らせていただきます。発言のある委員は挙手をお願いします。

(質問、意見等 なし)

議 長 それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第3号 番号3について、本案を原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 それでは、全会一致で証明することに決定します。

次に、議第5号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画(案)の決定についてを議案とします。事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 はい。議第5号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画(案)の決定について番号1

(議案朗読・投影写真により説明)

議 長 続きます、地区担当委員 9番 神戸俊之委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員 利用権設定地は深良グランドから南に約130mのところのところに位置しています。申請地は農業振興地域内にある2筆の農地で、地目は公簿が田、現況は樹園地です。面積は、2筆合計1,222㎡です。

貸人は、平成26年12月に相続により利用権設定地を取得しましたが、平成26年4月から農地利用集積円滑化事業を活用して借受者に利用権を設定しており、相続後も継続して借受者に貸し付けていました。その期間が平成31年3月末で満了したため、今後は農地中間管理事業を活用して改めて利用権を設定することで話がまとまり、計画の提出に至ったものです。

機構に中間管理権が設定されたら、所定の手続きを行い、借受者に貸し出されることとなっています。借受者の経営農地は3,472㎡あり、効率的に管理されております。経験・技術にも問題はありません。貸付期間は5年間で、使用貸借によるものです。

耕作管理計画によると、機構に中間管理権が設定されたら、借受者に貸し出され、果樹を栽培する予定です。周辺農地への影響は特に問題はないと思います。ご審議をお願いします。

議 長 質疑に入らせていただきます。発言のある委員は挙手をお願いします。

(質問、意見等 なし)

議 長 それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第5号 番号1について、本案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 それでは、全会一致で決定することに決定します。  
次に、議第5号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画(案)の決定について番号2 を議案とします。事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 はい。議第5号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画(案)の決定について番号2  
(議案朗読・投影写真により説明)

議 長 続きまして、地区担当委員 6番 勝又実佐男委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員 利用権設定地は裾野平安会館から西に約150mのところのところに位置しています。農業振興地域内にある農地で、地目は公簿が田、現況は畑です。面積は2,426㎡で、今回の計画ではこのうち2,000㎡について利用権を設定します。

貸人は、平成8年に相続により利用権設定地を取得しました。平成25年から農地利用集積円滑化事業を活用して借受者に利用権を設定し、貸し付けていました。その期間が平成31年6月末で満了するため、今後は農地中間管理事業を活用して改めて利用権を設定することで話がまとまり、計画の提出に至ったものです。

機構に中間管理権が設定されたら、所定の手続きを行い、借受者に貸し出されることとなっています。借受者の経営農地は24,557㎡あり、効率的に管理されております。経験・技術にも問題はありません。貸付期間は5年間で、使用貸借によるものです。

耕作管理計画によると、機構に中間管理権が設定されたら、借受者に貸し出され、そばを作付けする予定です。周辺農地への影響は特に問題はないと思います。ご審議をお願いします。

議 長 質疑に入らせていただきます。発言のある委員は挙手をお願いします。

(質問、意見等 なし)

議 長 それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第5号 番号2について、本案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 それでは、全会一致で決定することに決定します。  
次に、議第6号 相続税の納税猶予に関する適格者証明の裁定について を議案とします。事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 はい。議第6号 相続税の納税猶予に関する適格者証明の裁定について 番号1  
(議案朗読・投影写真により説明)

議 長 続きまして、地区担当委員 7番 西島美津代委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員 願出地は、ひかり幼稚園から約120m東の農用地区域と、市民体育館から約200m北の市街化区域に位置します。願出地の面積は4筆合計4,574㎡です。地目・現況共に畑と

して、適正に管理されております。

願出人は、被相続人の長男で、現在 61 歳、職業は会社役員です。

昨年 8 月に被相続人が死去したため、相続人の間で遺産分割協議を進めておりましたが、この度、願出人が願出地で農業を続けることになり、協議が整いました。そこで、租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項による相続税の納税猶予を受けるため、適格者証明を申請するものであります。

現況と同じく、願出地では果樹や露地野菜を作付する計画です。本人と妻で耕作管理を行い、4 人の子も手伝いをします。

願出地は、耕作に関する特段の支障はないものと思われま。願出人は、被相続人が亡くなる前から 35 年ほど耕作を手伝っておりました。妻は 20 年、子供たちも 5～10 年の農業経験があります。願出人の年齢、家族構成等からも、今後自らが耕作管理を行うことについて、特段の問題はないと思っておりますので、よろしくご審議願います。

議 長 質疑に入らせていただきます。発言のある委員は挙手をお願いします。  
(質問、意見等 なし)

議 長 それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第 6 号 番号 1 について、本案を原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 それでは、全会一致で証明することに決定します。  
以上で、全ての議案が終了しました。これをもって平成 31 年度裾野市農業委員会 4 月総会を閉会します。

平成 31 年 4 月 10 日 (会議録署名人)

9 番署名人

神 戸 俊 之

10 番署名人

杉 山 克 己

